

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和4年11月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務									
②事務の内容	<p>当市は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第2を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>									
③対象人数	<table border="0"><tr><td></td><td align="center" colspan="2">＜選択肢＞</td></tr><tr><td>[10万人以上30万人未満]</td><td>1) 1,000人未満</td><td>2) 1,000人以上1万人未満</td></tr><tr><td></td><td>3) 1万人以上10万人未満</td><td>4) 10万人以上30万人未満</td></tr></table>		＜選択肢＞		[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
	＜選択肢＞									
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム								
②システムの機能	国民健康保険システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【国民健康保険給付管理】 ・医療給付情報(高額療養費等)の把握・管理機能 【国民健康保険資格管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 ・滞納者及び滞納保険税等の滞納情報の把握・管理機能 ・短期証・資格証の発行・管理機能 ・被保険者に各種証(前期高齢者証等)を発行し管理する機能 ・負担割合を判定する機能 【国民健康保険税】 ・保険税を決定し被保険者に保険税を通知し納付書を発行する機能								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム)									

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	1. 個人番号管理機能 : 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 : 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 : 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバ連携機能 : 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能。								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)									

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1. 統合データベース機能 : 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。</p> <p>2. 共通管理機能 : 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (個別業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 : パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバー)</p>

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (国保総合(国保集約)システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (国保総合(国保集約)システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (国保総合(国保集約)システム)									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の16、30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条13項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル(資格管理ファイル、給付管理ファイル、賦課情報ファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて高崎市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	国民健康保険の加入者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報は国民健康保険の被保険者の資格・収納及び給付関係の基本情報として管理するため ・地方税関係情報は、地方税の賦課徴収対象者及び滞納者を特定し、賦課徴収する必要があるため ・医療保険関係情報は、医療情報等を元に給付を行うため ・介護、高齢者福祉関係情報は国民健康保険税の特別徴収額を計算し特別徴収をおこなうため ・保険給付の迅速かつ的確な支給に必要なため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民部市民課、財務部市民税課、財務部資産税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (群馬県国民健康保険団体連合会)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	国民健康保険の資格賦課給付に関する事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	保険年金課、各支所市民福祉課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I-2-2のすべての機能を満足とするための基礎情報として使用								
	情報の突合	被保険者証番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>5) 件</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない	()	5) 件		
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
()	5) 件								
委託事項1	システムのオペレーション業務委託、運用保守委託								
①委託内容	システムにて行う各種処理の実行や帳票等の印刷、システムの運用保守								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社ジーシーシー								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

委託事項2～5									
委託事項2									
資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務									
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務のものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 								
②委託先における取扱者数	[10人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">1) 10人未満</td><td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	群馬県国民健康保険団体連合会								
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">1) 再委託する</td><td style="width: 50%;">2) 再委託しない</td></tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	＜選択肢＞								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。								
⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。								
委託事項3									
高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務									
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務のものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 								
②委託先における取扱者数	[10人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">1) 10人未満</td><td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	群馬県国民健康保険団体連合会								
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">1) 再委託する</td><td style="width: 50%;">2) 再委託しない</td></tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	＜選択肢＞								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。								
⑥再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。								

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務								
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。								
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		群馬県国民健康保険団体連合会 (群馬県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 再委託する</td> <td style="width: 50%;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	＜選択肢＞									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の群馬県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、群馬県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)									

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務								
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。								
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		支払基金								
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 再委託する</td> <td style="width: 50%;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	＜選択肢＞									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務									
委託事項6～10										
委託事項11～15										
委託事項16～20										

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (25) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に関する各事務
③提供する情報	番号法別表第2における国民健康保険に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における国民健康保険に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める移転先(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める移転先(別紙2参照)
②移転先における用途	移転先業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格・賦課・給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<高崎市における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**【国民健康保険 資格管理ファイル】**

No	【識別情報】
1	宛名番号

No	【連絡先等情報】
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

No	【国民健康保険 資格管理ファイル】
1	宛名番号
2	異動事由コード
3	サブ異動事由コード
4	国保資格届出 届出日
5	国保資格届出 異動日
6	国保資格届出 備考
7	国保資格届出 登録日時
8	記号番号
9	世帯取得 届出日
10	世帯取得 取得日
11	世帯喪失 届出日
12	世帯喪失 喪失日
13	世帯主取得 届出日
14	世帯主取得 取得日
15	世帯主 宛名番号
16	国保適用開始 異動事由 コード

No	【国民健康保険 資格管理ファイル】
17	国保適用開始 届出日
18	国保適用開始 適用開始日
19	国保適用開始 社保保険者番号
20	国保適用開始 社保記号番号
21	国保適用開始 社保扶養者氏名
22	国保適用終了 異動事由 コード
23	国保適用終了 届出日
24	国保適用終了 喪失日
25	国保適用集柳雄 社保保険者番号
26	国保適用終了 社保記号番号
27	国保適用終了 社保扶養者氏名
28	退職取得 異動事由 コード
29	退職本人扶養区分 コード
30	退職取得 届出日
31	退職取得 取得日
32	退職取得 公年受給者番号
33	退職取得 期間
34	退職取得 発生年月
35	年金制度コード 番号
36	年金種別コード 番号
37	扶養者取得 届出日
38	扶養者取得 取得日
39	退職本人 宛名番号
40	退職本人との続柄
41	退職喪失 異動事由 コード
42	退職喪失 届出日
43	退職喪失 喪失日
44	例外区分 コード
45	例外取得 届出日
46	例外取得 取得日

No	【国民健康保険 資格管理ファイル】
47	例外取得 学遠終了予定日
48	例外取得 備考
49	例外取得 転出先住所
50	例外喪失 届出日
51	例外喪失 喪失日
52	食事療養段階 コード
53	食事療養取得 届出日
54	食事療養取得 取得日
55	食事療養喪失 届出日
56	食事療養喪失 喪失日
57	特定疾病 病名コード
58	特定疾病取得 届出日
59	特定疾病取得 取得日
60	特定疾病喪失 届出日
61	特定疾病喪失 喪失日
62	市区町村コード 自治体コード (旧)
63	被保険者ID
64	国保取得届出日
65	国保取得年月日
66	国保取得事由
67	国保喪失届出日
68	国保喪失年月日
69	国保喪失事由
70	転入元自治体
71	転出先自治体
72	負担区分 年度
73	負担区分コード 番号
74	負担区分 適用日
75	負担区分 判定事由コード 番号
76	負担区分 判定該当日

No	【国民健康保険 資格管理ファイル】
77	負担区分 判定日
78	負担区分 経過措置区分
79	負担区分 離職軽減対象者
80	負担区分 扶養控除
81	減額認定 年度
82	減額認定 申請日
83	減額認定 認定日
84	減額認定 有効期限
85	減額認定 長期入院申請日
86	減額認定 長期入院該当日
87	資格状況履歴 年度
88	資格状況履歴 資格状況フラグ
89	資格状況履歴 短期区分
90	資格状況履歴 資格異動日
91	資格状況履歴 交付日
92	資格状況履歴 有効期限日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**【国民健康保険 給付管理ファイル】**

No	【識別情報】
1	宛名番号

No	【連絡先等情報】
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

No	【国民健康保険 給付管理ファイル】
1	宛名 番号
2	科別 番号
3	都道府県番号
4	医療機関番号
5	保険者番号
6	種別 番号
7	特殊区分 番号
8	割合区分 番号
9	金額区分 番号
10	入外区分 番号
11	レセプト番号
12	長処区分 番号
13	診療科目 番号
14	病類コード1
15	病類コード2
16	減額免除 番号

No	【国民健康保険 給付管理ファイル】
17	家族区分 番号
18	交通事故区分 番号
19	診療年月
20	被保険者番号
21	性別
22	生年月日
23	診療開始年月日
24	診療実日数
25	第一公費負担者番号
26	第一公費受給者番号
27	第一公費実日数
28	第二公費負担者番号
29	第二公費受給者番号
30	第二公費実日数
31	初診料
32	初診回数
33	再診料
34	再診回数
35	外来管理加算
36	外来管理加算回数
37	指導料
38	調剤技術基本料
39	処置回数
40	手術・麻酔回数
41	処方箋回数
42	補診
43	入院年月日
44	医学管理料
45	決定点数
46	決定金額

No	【国民健康保険 給付管理ファイル】
47	第一公費点数
48	第一公費負担額
49	第一公費患者負担額
50	第二公費点数
51	第二公費負担額
52	第二公費患者負担額
53	食事日数
54	食事療養
55	標準負担額
56	第一公費食事日数
57	第一公費食事療養
58	第一公費標準負担額
59	第二公費食事日数
60	第二公費食事療養
61	第二公費標準負担額
62	薬剤
63	第一公費薬剤
64	第二公費薬剤
65	(現物高額) 高齢入院
66	(現物高額) その他
67	費用額
68	保険者負担額
69	一部負担額
70	当該診療年月
71	被保険者負担割合
72	所得区分 番号
73	税区分 番号
74	生活療養区分
75	限度額適用区分 番号
76	(処方箋発行)都道府県番号

No	【国民健康保険 給付管理ファイル】
77	(処方箋発行)科別
78	(処方箋発行)医療機関番号
79	分娩区分
80	月中長寿
81	月中国保
82	月中国保(補正)
83	レセプト全国共通キー
84	国保連レセプト番号

No.	【公金受取口座情報】
1	金融機関コード
2	金融機関名
3	店番号
4	支店名
5	預貯金種目コード
6	預貯金種目
7	口座番号
8	名義人カナ氏名

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【国民健康保険 賦課情報ファイル】

No	【識別情報】
1	宛名番号

No	【連絡先等情報】
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

No	【国民健康保険 賦課情報ファイル】
1	自治体コード
2	調定年度
3	賦課年度
4	記号番号
5	通知書番号
6	世帯主宛名番号
7	賦課年月日
8	仮算本算区分
9	世帯資格区分
10	世帯区分
11	賦課期日区分
12	軽減判定区分
13	減免指定区分
14	税額変更区分
15	脱退区分
16	介護区分

No	【国民健康保険 賦課情報ファイル】
17	限度超過世帯
18	介護限度世帯
19	更正年月日
20	緩和措置区分
21	支援金限度世帯
22	特例軽減区分
23	年税額
24	減免額
25	宛名番号
26	生年月日
27	全体加入月数
28	退職加入月数
29	月別加入状況
30	資格区分
31	国保得喪区分
32	国保得喪年月日
33	国保届出年月日
34	退職得喪年月日
35	退職届出年月日
36	退職本人扶養区分
37	世帯取得日
38	世帯喪失日
39	介護加入状況
40	介護月数
41	除外区分
42	除外開始日
43	除外終了日
44	除外受付日
45	日別加入状況
46	月別特例軽減状況

No	【国民健康保険 賦課情報ファイル】
47	日別特例軽減状況
48	離職日
49	離職届出日
50	月別旧社保該当状況
51	課税所得
52	失業軽減後課税所得
53	捕捉年月
54	処理年月
55	特別徴収義務者番号
56	年金コード
57	基礎年金番号
58	通知内容コード

No	【国民健康保険 賦課情報ファイル】
59	特別徴収制度コード
60	各種区分コード
61	処理結果コード
62	各種年月日
63	特別徴収判定日
64	特別徴収判定結果
65	特別徴収依頼作成年月日
66	特別徴収中止区分コード
67	特別徴収中止事由コード
68	特別徴収中止登録年月日
69	特別徴収中止依頼作成年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><業務システム> 業務上認められた内容以外は照会できないよう、システムで制限をかけている。また、操作者に対しては個人ごとのID及びパスワードでアクセス制限をかけ、目的外の入手を行うことはできない。</p> <p><国保連合会からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none">・国保総合PCにおける措置・国保総合PCにおける措置・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none">・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><業務システム> 担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように整備されている。</p> <p><宛名システム> 番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><業務システム・宛名システム> 利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む情報資産に対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。 ・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。 ・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を複写し、又は複製してはならない。 ・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、破壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最大限の注意をもって管理するものとする。 ・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 ・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も有効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc）をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>
 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。

<取りまとめ機関における措置>
 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。		
その他の措置の内容	・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムから中間サーバ宛の情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えてあり、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。 <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外ではアクセスできない対策を実施。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行えない対策を実施。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><高崎市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: 未定 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民部 市民生活課
②請求方法	本人請求による。「市庁舎1階市民情報センター」又は「各支所の情報公開窓口(地域振興課)」にて所定の請求書に必要事項を記入し、身分証明書を提示の上請求書の提出を行う。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高崎市市民部保険年金課 高崎市高松町35番地1 027-321-1235
②対応方法	問合せの受付時に受付票を記載し、対応について記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月20日	I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	<p>市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入力し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p>	<p>当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入力し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	I 2システム5①	なし	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	重要な変更にあたるため

平成29年9月20日	I 2システム5②	なし	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	I 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項</p>	事前	重要な変更にあたるため

平成29年9月20日	II 3①入手元 その他	なし	群馬県国民健康保険団体連合会	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項2	なし	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同 処理業務	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項2①	なし	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、 都道府県単位で管理することとなる資格取得年 月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委 託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務 (国保総合(国保集約)システム)のみであり、国 民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そ のものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項2②	なし	10人未満	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項2③	なし	群馬県国民健康保険団体連合会	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項2④	なし	再委託する	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項2⑤	なし	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の 商号または名称、住所、再委託する理由、再委 託する業務の範囲、再委託先に関する業務の 履行能力、再委託予定金額等およびその他当 市のセキュリティポリシー等で委託先に求め べきとされている情報について記載した書面 による再委託申請および再委託に関する履行 体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘 密保持に関する契約を締結していることなど、 再委託先における安全管理措置を確認し、決裁 等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	重要な変更にあたるため

平成29年9月20日	II 4委託事項2⑥	なし	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項3	なし	高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項3①	なし	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項3②	なし	10人未満	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項3③	なし	群馬県国民健康保険団体連合会	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項3④	なし	再委託する	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	II 4委託事項3⑤	なし	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	重要な変更にあたるため

平成29年9月20日	II 4委託事項3⑥	なし	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	III 2リスクに対する措置の内容	業務上認められた内容以外は照会できないよう、システムで制限をかけている。また、操作者に対しては個人ごとのID及びパスワードでアクセス制限をかけ、目的外の入手を行うことはできない。	<p><業務システム> 業務上認められた内容以外は照会できないよう、システムで制限をかけている。また、操作者に対しては個人ごとのID及びパスワードでアクセス制限をかけ、目的外の入手を行うことはできない。</p> <p><国保連合会からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、誤った対象者に関する特定個人情報への入手を防止している。 <p>*:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、 以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため

<p>平成29年9月20日</p>	<p>Ⅲ3リスクに対する措置の内容</p>	<p>・業務システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように整備されている。</p> <p>・宛名システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p>	<p><業務システム> 担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように整備されている。</p> <p><宛名システム> 番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
-------------------	-----------------------	--	--	-----------	--------------------

<p>平成29年9月20日</p>	<p>Ⅲ3具体的な管理方法</p>	<p>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p>	<p><業務システム・宛名システム> 利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更に当たるため</p>
-------------------	-------------------	---	---	-----------	--------------------

平成29年9月20日	Ⅲ4規定の内容	<p>高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む情報資産に対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。 ・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。 ・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を複製し、又は複製してはならない。 ・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、破壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最大限の注意をもって管理するものとする。 ・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 ・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も有効とする。 	<p>高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む情報資産に対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。 ・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。 ・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を複製し、又は複製してはならない。 ・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、破壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最大限の注意をもって管理するものとする。 ・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 ・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も有効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	Ⅲ4再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事前	重要な変更にあたるため

<p>平成29年9月20日</p>	<p>Ⅲ4具体的な方法</p>	<p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
<p>平成29年9月20日</p>	<p>Ⅲ4特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>なし</p>	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>

<p>平成29年9月20日</p>	<p>Ⅲ 9 具体的な方法</p>	<p><高崎市における措置> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><高崎市における措置> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 以下略</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
-------------------	-------------------	--	--	-----------	--------------------

<p>令和2年5月18日</p>	<p>I 1②事務の内容</p>	<p>当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	<p>当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を以下略</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	------------------	---	---	-----------	--------------------

令和2年5月18日	I 2システム5②	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 以下略</p>	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	I 2システム6①システムの名 称	なし	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更にあたるため

令和2年5月18日	I 2システム6②システムの機能	なし	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に</p> <p>対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) 以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	I 4個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の16、30	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の16、30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	重要な変更にあたるため

令和2年5月18日	I 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項、42項～45項 	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項、42項～45項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託の有無	3件	5件	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項2①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 	事前	重要な変更にあたるため

令和2年5月18日	II 4委託事項3①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高 額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き 継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、 国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項4	なし	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項4①委託内容	なし	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項4②委託先における取扱者数	なし	10人以上50人未満	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項4③委託先名	なし	群馬県国民健康保険団体連合会 (群馬県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項4④再委託の有無	なし	再委託する	事前	重要な変更にあたるため

令和2年5月18日	II 4委託事項4⑤再委託の許諾方法	なし	<p>委託先の群馬県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、群馬県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項4⑥再委託事項	なし	<p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項5	なし	<p>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務</p>	事前	重要な変更にあたるため

令和2年5月18日	II 4委託事項5①委託内容	なし	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項5②委託先における取扱者数	なし	10人以上50人未満	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項5③委託先名	なし	支払基金	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項5④再委託の有無	なし	再委託する	事前	重要な変更にあたるため

令和2年5月18日	II 4委託事項5⑤再委託の許諾方法	なし	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確</p> <p>認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	II 4委託事項5⑥再委託事項	なし	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	重要な変更にあたるため

<p>令和2年5月18日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目 (2)国保資格ファイル</p>	<p>(2)国保資格ファイル 1. 宛名番号、2. 異動事由コード、3. サブ異動事由コード、4. 国保資格届出 届出日、5. 国保資格届出 異動日、6. 国保資格届出 備考、7. 国保資格届出 登録日時、8. 記号番号、9. 世帯取得 届出日、10. 世帯取得 取得日、11. 世帯喪失 届出日、12. 世帯喪失 喪失日、13. 世帯主取得 届出日、14. 世帯主取得 取得日、15. 世帯主 個人番号、16. 国保取得 異動事由コード、17. 国保取得 届出日、18. 国保取得 取得日、19. 国保取得 社保保険者番号、20. 国保取得 社保記号番号、21. 国保取得 社保扶養者氏名、22. 国保喪失 異動事由コード、23. 国保喪失 届出日、24. 国保喪失 喪失日、25. 国保喪失 社保保険者番号、26. 国保喪失 社保記号番号、27. 国保喪失 社保扶養者氏名、28. 退職取得 異動事由コード、29. 退職本人扶養区分コード、30. 退職取得 届出日、31. 退職取得 取得日、32. 退職取得 公年受給者番号、33. 退職取得 期間、34. 退職取得 発生年月、35. 年金制度コード番号、36. 年金種別コード番号、37. 扶養者取得 届出日、38. 扶養者取得 取得日、39. 退職本人 個人番号、40. 退職本人との続柄、41. 退職喪失 異動事由コード、42. 退職喪失 届出日、43. 退職喪失 喪失日、44. 例外区分コード、45. 例外取得 届出日、46. 例外取得 取得日、47. 例外取得 学遠終了予定日、48. 例外取得 備考、49. 例外取得 転出先住所、50. 例外喪失 届出日、51. 例外喪失 喪失日、52. 食事療養段階コード、53. 食事療養取得 届出日、54. 食事療養取得 取得日、55. 食事療養喪失 届出日、56. 食事療養喪失 喪失日、57. 特定疾病 病名コード、 以下略</p>	<p>(2)国保資格ファイル 1. 宛名番号、2. 異動事由コード、3. サブ異動事由コード、4. 国保資格届出 届出日、5. 国保資格届出 異動日、6. 国保資格届出 備考、7. 国保資格届出 登録日時、8. 記号番号、9. 世帯取得 届出日、10. 世帯取得 取得日、11. 世帯喪失 届出日、12. 世帯喪失 喪失日、13. 世帯主取得 届出日、14. 世帯主取得 取得日、15. 世帯主 個人番号、16. 国保取得 異動事由コード、17. 国保取得 届出日、18. 国保取得 取得日、19. 国保取得 社保保険者番号、20. 国保取得 社保記号番号、21. 国保取得 社保扶養者氏名、22. 国保喪失 異動事由コード、23. 国保喪失 届出日、24. 国保喪失 喪失日、25. 国保喪失 社保保険者番号、26. 国保喪失 社保記号番号、27. 国保喪失 社保扶養者氏名、28. 退職取得 異動事由コード、29. 退職本人扶養区分コード、30. 退職取得 届出日、31. 退職取得 取得日、32. 退職取得 公年受給者番号、33. 退職取得 期間、34. 退職取得 発生年月、35. 年金制度コード番号、36. 年金種別コード番号、37. 扶養者取得 届出日、38. 扶養者取得 取得日、39. 退職本人 個人番号、40. 退職本人との続柄、41. 退職喪失 異動事由コード、42. 退職喪失 届出日、43. 退職喪失 喪失日、44. 例外区分コード、45. 例外取得 届出日、46. 例外取得 取得日、47. 例外取得 学遠終了予定日、48. 例外取得 備考、49. 例外取得 転出先住所、50. 例外喪失 届出日、51. 例外喪失 喪失日、52. 食事療養段階コード、53. 食事療養取得 届出日、54. 食事療養取得 取得日、55. 食事療養喪失 届出日、56. 食事療養喪失 喪失日、57. 特定疾病 病名コード、 以下略</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	--------------------------------------	--	--	-----------	--------------------

<p>令和2年5月18日</p>	<p>Ⅲ3具体的な管理方法</p>	<p><業務システム・宛名システム> 利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	<p><業務システム・宛名システム> 利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	-------------------	--	--	-----------	--------------------

<p>令和2年5月18日</p>	<p>Ⅲ4具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>以下略</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	-----------------	---	--	-----------	--------------------

<p>令和2年5月18日</p>	<p>Ⅲ4特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</p>	<p><国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」 以下略</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	--	---	---	-----------	--------------------

令和2年5月18日	7特定個人情報の保管・消去 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	なし	<p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	重要な変更にあたるため
-----------	---	----	--	----	-------------

<p>令和2年5月18日</p>	<p>Ⅲ-9 具体的な方法</p>	<p><高崎市における措置> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」以下略</p>	<p><高崎市における措置> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> 以下略</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	-------------------	--	---	-----------	--------------------

<p>令和2年5月18日</p>	<p>Ⅲ 10 その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更にあたるため</p>
------------------	-----------------------	--	---	-----------	--------------------

令和3年8月20日	I 5②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	根拠法名の追記 番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日	II 5提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日	II 5①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年9月1日	I 1②事務の内容	当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。	当市は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。	事後	文言の整備 法律番号の表記統一
令和3年9月1日	I 1②事務の概要	番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号法の別表第2を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	文言の整備
令和3年9月1日	I 1②事務の内容	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」	事後	文言の整備 法律番号の表記統一

令和3年9月1日	I 1②事務の内容	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p>	<p><オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p>	事後	文言の整備
令和3年9月1日	I 2システム1②システムの機能	<p>国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【前期高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に各種証(前期高齢者証等)を発行し管理する機能 ・負担割合を判定する機能 <p>【国民健康保険給付管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付情報(高額療養費等)の把握・管理機能 <p>【国民健康保険資格管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 <p>【国民健康保険滞納対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者及び滞納保険税等の滞納情報の把握・管理機能 ・短期証・資格証の発行・管理機能 <p>【国民健康保険税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税を決定し被保険者に保険税を通知し納付書を発行する機能 	<p>国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【国民健康保険給付管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付情報(高額療養費等)の把握・管理機能 <p>【国民健康保険資格管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 ・滞納者及び滞納保険税等の滞納情報の把握・管理機能 ・短期証・資格証の発行・管理機能 ・被保険者に各種証(前期高齢者証等)を発行し管理する機能 ・負担割合を判定する機能 <p>【国民健康保険税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税を決定し被保険者に保険税を通知し納付書を発行する機能 	事後	構成機能の修正
令和3年9月1日	I 2システム5①システムの名称	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事後	文言の整備
令和3年9月1日	I 2システム5②システムの機能	<p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p>	<p>3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p>	事後	文言の整備

令和3年9月1日	I 2.システム1~3 ③他のシステムとの接続		最新のシステム構成を反映	事後	再実施による修正
令和3年9月1日	I 4法令上の根拠	・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	文言の整備 略称規定の表記ゆれ
令和3年9月1日	I 5②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項~45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項~45項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	文言の整備 略称規定の表記ゆれ
令和3年9月1日	II 4委託事項4①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	文言の整備
令和3年9月1日	II 4委託事項5①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	文言の整備
令和3年9月1日	(別添1)ファイル記録項目		各特定個人情報ファイルごとにシートを分離	事後	再実施による変更

令和3年9月1日	V1.①実施日	令和2年5月18日	令和3年9月1日	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務	なし	番号法第19条第8号別表第2に定める事務のうち、第9項、第88項の追加	事後	I5②法令上の根拠における規定に合わせる変更
令和3年9月1日	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務 第12項	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給	事後	児童福祉法の改正による条ずれ解消 施行日:平成30年4月1日
令和3年9月1日	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務 第120項	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	事後	文言の整備 引用誤りの修正
令和3年9月1日	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務 第120項	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	文言の整備 引用誤りの修正
令和3年9月1日	(別紙2)番号法第9条第1項に定める移転先 移転先番号5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	文言の整備 引用誤りの修正

令和4年10月1日	I 5②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項 <p><オンライン資格確認業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項 <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条13項</p> <p><オンライン資格確認業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	<p>公金受取口座の登録簿関係情報に係る情報連携の試行運用開始日が令和4年10月11日とされた</p>
令和4年10月1日	II 2④主な記録項目	[]その他 ()	[○]その他 (公金受取口座情報)	事前	<p>公金受取口座の登録簿関係情報に係る情報連携の試行運用開始日が令和4年10月11日とされた</p>
令和4年10月1日	II 2④その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報は、国民健康保険の被保険者の資格・収納及び給付関係の基本情報として管理するため ・地方税関係情報は、地方税の賦課徴収対象者及び滞納者を特定し、賦課徴収する必要があるため ・医療保険関係情報は、医療情報等を元に給付を行うため ・介護、高齢者福祉関係情報は国民健康保険税の特別徴収額を計算し特別徴収をおこなうため 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報は、国民健康保険の被保険者の資格・収納及び給付関係の基本情報として管理するため ・地方税関係情報は、地方税の賦課徴収対象者及び滞納者を特定し、賦課徴収する必要があるため ・医療保険関係情報は、医療情報等を元に給付を行うため ・介護、高齢者福祉関係情報は国民健康保険税の特別徴収額を計算し特別徴収をおこなうため ・保険給付の迅速かつ的確な支給に必要なため 	事前	<p>公金受取口座の登録簿関係情報に係る情報連携の試行運用開始日が令和4年10月11日とされた</p>

令和4年10月1日	II 3①入手元	[]行政機関・独立行政法人等（ ）	[]行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事前	公金受取口座の登録簿関係 情報に係る情報連携の試行 運用開始日が令和4年10月11 日とされた
令和4年10月1日	(別紙1)番号法第19条第8号 別表第2に定める事務 第27 項	なし	情報提供者:内閣総理大臣 実際の情報提供者:内閣総理大臣 特定個人情報:公的給付支給等口座登録簿関 係情報であって主務省令で定めるもの	事前	公金受取口座の登録簿関係 情報に係る情報連携の試行 運用開始日が令和4年10月11 日とされた
令和4年10月1日	(別紙1)番号法第19条第8号 別表第2に定める事務 第42 項	なし	情報提供者:内閣総理大臣 実際の情報提供者:内閣総理大臣 特定個人情報:公的給付支給等口座登録簿関 係情報であって主務省令で定めるもの	事前	公金受取口座の登録簿関係 情報に係る情報連携の試行 運用開始日が令和4年10月11 日とされた